

Ⅲ 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり

◎健康づくりと保健・医療の充実

(施) **就学前医療助成費 (福祉部 児童福祉課)**

265,322千円

1 事業目的

次代を担う子どもを健やかに生み、育てる環境づくりの一環として、乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに、経済的・精神的負担の大きい子育て世代への支援の充実のため、就学前乳幼児への医療費の助成を実施する。

2 事業年度

- (1) 平成14年3月まで：3歳未満児の医療費は無料
- (2) 平成14年4月から：3歳～就学前児童についても入院医療・歯科外来医療を無料化
- (3) 平成20年1月から：3歳～就学前児童の医療費について全て無料化

3 事業概要

- (1) 対象者
小学校就学前の乳幼児で健康保険に加入していること（生活保護受給者は除く）。出生や転入により受給資格認定申請を行う。
- (2) 助成の範囲
保険診療における自己負担分全額
- (3) 助成の方法
県内受診は窓口にて医療費が無料、県外受診は窓口で医療費を支払い、申請後に助成。
- (4) 対象者数 7,418人（平成20年1月1日現在）
- (5) 助成件数 127,964件（平成20年度見込）

4 財源内訳

- (1) 県1/2(89,655千円)ただし、3歳以上児外来医療に係る県の助成は自己負担額が2,000円を超えた部分についてのみ（自己負担額2,000円までは、新居浜市の単独助成）
- (2) 諸収入(高額療養費) (6,346千円)
- (3) 一財 (169,321千円)

(施) **特定健康診査等事業費 (福祉部 国保課)** (国保特会) (新規)

108,763千円

1 事業目的

「保健事業」の一環として市が主体となって行ってきた40歳以上の市民の健康診査、保健指導について、老人保健法の改正により平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者の義務として実施することとなった。

新居浜市国民健康保険の保険者である新居浜市は、40歳から74歳の国保被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの予防、生活習慣の改善を行う。

2 事業年度

平成20年度～

3 事業概要

(1) 特定健康診査

① 個別健診及び集団健診を実施

② 特定健康診査個人負担金 (個別健診800円、集団健診500円)

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果から積極的支援又は動機付け支援を行う。

4 20年度の事業内容

(1) 負担金 92,558千円

特定健康診査負担金 (国保連合会を通り各検診団体及び医療機関)

(2) 手数料 4,925千円

データ管理システム料 (国保連合会) 外

(3) 通信運搬費 2,896千円

特定健診受診券及び結果通知・特定保健指導利用券等郵送代

(4) その他 8,384千円

管理栄養士等保健指導従事者臨時職員賃金及び非常勤職員報酬
パンフレット等消耗品費、受診券等印刷製本費等

5 財源内訳

(1) 国 1/3 (14,615千円)

(2) 県 1/3 (14,615千円)

(3) 諸収入 (健診個人負担金) (8,280千円)

(4) 国保料 (71,253千円)

(施) **母子保健推進費 (福祉部 保健センター)** (拡充)

48,088千円 (34,098千円)

1 事業目的

母子保健法に基づき妊婦から乳幼児までの健康管理、健康づくり支援、子育て支援を図る。

2 事業年度

平成20年度

3 事業概要

- (1) 妊産婦新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関し、相談に応じて必要な指導を行う。
- (2) 乳幼児健康相談で乳児の発達・発育の適切な助言を行うとともに、子育て相談により保護者が抱える育児に対する不安の軽減を図る。
- (3) 1歳6か月児・3歳児健康診査で内科・歯科健診や指導と、専門医による精神発達相談及び経過観察児フォローアップ事業を活用し支援する。また、育児サークル・児童クラブ等関係機関と連携を図ることで、就学前の発達支援の充実を図る。また、言語及び精神発達面で経過を必要とする幼児並びにその保護者に、早期から相談及び支援ができる体制をつくる。
- (4) 両親学級を開催し、妊娠中より夫婦とともに子育てする気持ちを持てるよう、積極的に父親の育児参加を進める。

4 20年度の事業内容

(1) 母子健康手帳

- ① 母子健康手帳は保健センター、別子山支所で交付。
- ② 「妊産婦にやさしい環境づくりを推進する」ため、マタニティーキーホルダーを母子健康手帳交付時に希望者へ配布する。

(2) 妊産婦新生児訪問

訪問指導は保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士により随時実施

(3) 乳児健康相談

5か月児健康相談(毎月2回)、後期の乳児を対象にした『すくすく乳児相談』(毎月1回)を保健センターで実施。身体計測、栄養・歯科・育児相談を行う。その他に、5か月児健康相談時には、図書館司書が絵本の紹介配布を行う。(ブックスタート)

(4) 1歳6か月児・3歳児健康診査

1歳6か月～2歳未満児及び3歳～4歳未満児対象に保健センターで月1回、歯科健康診査・内科健康診査・身体計測・栄養・生活・歯科相談・心理相談・運動発達相談等を実施

(5) 妊婦・乳児一般健康診査 (拡充)

- ① 妊婦一般健康診査を5回(19年度までは2回)、委託医療機関で実施(尿検査・血圧測定・貧血検査・子宮がん検診等。)
- ② 乳児一般健康診査(身体計測・医師による診察)を前期後期各1回、委託医療機関で実施

(6) 経過観察児フォローアップ

1歳6か月児健康診査等で言語及び精神発達面で経過観察を必要とする幼児を対象に、フォローアップ教室「にこにこクラブ」を保健センターで11回開催、発達相談を18回開催、関係機関との連携を図り就学まで継続した支援体制がとれるようフォローしていく。

(7) 両親学級（育児学級を含む）

初めてパパママとなる夫婦対象に、パパママ教室「ぷくぷく」を出産予定月別に4コース開催する。健康な赤ちゃんを産み育てるための知識習得、妊婦同士の仲間づくりを行うとともに、育児をしている夫婦のきずなを深め、共に子育てをしていく環境づくりを行う。

◎高齢者福祉の充実

(単) **慈光園建設事業（福祉部 介護福祉課）**（新規）

47,617千円

1 事業目的

養護老人ホーム「慈光園」は施設建築後30数年が経過し、老朽化が著しいことに加え、プライバシーの確保やバリアフリー化等の対応が困難であることから、入所環境の改善を図るため施設の建て替えを行う。

2 事業年度

平成20年度 調査・設計業務

平成21～22年度 施設建設予定

3 20年度の事業内容

(1) 設計業務委託料等

基本設計、実施設計、地質調査 外

◎児童福祉の充実

(単) **既設保育所整備事業（福祉部 児童福祉課）**

31,713千円 (53,980千円)

1 事業目的

公立保育所施設等の老朽化に対する修繕工事や備品の更新等を実施し、保育所としての施設機能の維持及び保育環境の整備を図る。

2 事業年度

平成20年度

3 20年度の事業内容

(1) 器具修繕 3,213千円

遊具保守点検結果に基づき、修理が必要と診断された公立保育所の遊具の修繕

(2) 委託料 280千円

公立保育所の遊具点検委託料

(3) 工事費 26,469千円

①東田保育園駐車場整備 3,501千円

②金子保育園駐車場整備 5,177千円

③南沢津保育園屋上防水工事 13,060千円

④調理室エアコン設置工事（南沢津・中萩・新居浜）4,731千円

(4) 備品購入費 1,751千円（厨房器機などの大型備品の更新）

①食器消毒保管庫（多喜浜）

②ガス回転釜（東田）

(施) **一時保育対策費 (福祉部 児童福祉課) (拡充)**

13,115千円 (7,829千円)

1 事業目的

保護者の就労形態の多様化、傷病等の緊急時、私的な理由等による一時的な保育需要に対応するため、一時保育を実施する。

2 事業年度

- (1)平成2年度 事業開始
- (2)平成20年度 金子保育園において1日あたり定員15名での実施から、金子保育園に加えて垣生保育園において1日あたり定員10名で実施

3 事業概要

- (1)対象者：新居浜市に住民票があり、保育園・乳児園に入所していない1歳以上就学前の子ども。
- (2)開設時間：月曜日から土曜日（午前7時30分～午後6時）
（日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休み）
- (3)利用日数：週3回まで、1ヶ月間に計12回まで（出産前後は続けて12日利用可能）
- (4)利用料金：1人1日1,500円

4 20年度の事業内容

- (1)賃金及び共済費 11,952千円 臨時職員5人
- (2)その他 1,163千円 傷害保険料、消耗品費、賄材料費

5 財源内訳

- (1)県2/3 (3,960千円) (2)負担金(一時保育利用料) (6,000千円)
- (3)一財 (3,155千円)

(単) **児童遊園地整備事業 (福祉部 児童福祉課) (拡充)**

5,568千円 (1,034千円)

1 事業目的

児童に健全な遊びを与えて健康を増進させ、心身ともにすこやかに成長させるとともに、児童を交通事故等から守るため、新居浜市子供広場・児童遊園地設置要綱に基づき、子供広場6ヶ所、児童遊園地8箇所遊具等約140基を設置している。この遊具等について、事故を未然に防ぎ、広場の安全性を確保するため、遊具等の修理及び更新を行う。

2 事業年度

平成20年度

3 20年度の事業内容

- (1)備品購入費 2,344千円
 - ①光明寺子供広場すべり台、②阿島子供広場鉄棒、③大生院児童遊園地鉄棒、④江の口児童遊園地ブランコ、⑤東田児童遊園地ブランコ、⑥その他ベンチ等
- (2)施設修繕料 2,238千円
 - 遊具保守点検結果に基づき、危険度の高い遊具の補修を実施
- (3)委託料 599千円
 - 子供広場、児童遊園地に設置している遊具全ての保守点検委託料
- (4)遊具撤去委託料 79千円
 - 補修による対応が困難な遊具の撤去
- (5)その他 308千円
 - 樹木消毒・剪定手数料、広場整地のための諸資材費等

(単) **東新学園整備事業 (福祉部 東新学園)** (拡充)

8,053千円

1 事業目的

東新学園の園舎棟は築後38年と老朽化が著しく建て替えが必要であるが、全面移転改築が実現するまでの間、改修の緊急性の高いものから大規模改修事業を実施し、児童養護施設としての機能向上を図る。

2 事業年度

平成20年度

3 20年度の事業内容

(1) 工事費 6,643千円

①小学生学習室改造、②居室畳替え・押入れ建具改修

③居室・廊下等塩ビ長尺シート貼り替え、④内壁及び天井塗装

(2) 備品購入費 1,410千円

小学生学習用机・椅子、幼児用座り机、本棚等

4 財源内訳

(1) 地域福祉基金繰入金 (平成19年度寄付金) (5,000千円) (2) 一財 (3,053千円)

◎ **障害者 (児) 福祉の充実**

(単) **心身障害者福祉センター整備事業 (福祉部 福祉課)** (拡充)

8,372千円

1 事業目的

心身障害者福祉センターは、築後30年が経過していることから施設の老朽化や設備機能の劣化が著しく、利用に支障をきたしている。利用者の高齢化への対応や機能訓練の充実などの対応のため、将来的な建替えの時期までに必要な施設整備や機器の充実を行い、利用者の安全の確保と利便性の向上を図る。

2 事業年度

平成20年度

3 20年度の事業内容

(1) 工事費 3,217千円

①広間 (会議室) 出入り口の改修

②トイレの改修

③体育室床改修

④外部側溝暗渠工事

(2) 備品購入費 5,155千円

特殊入浴設備等の整備

(単) くすのき園整備事業 (福祉部 福祉課) (拡充)

1,753千円

1 事業目的

知的障害者更生施設「くすのき園」は平成6年4月に建替えられ児童から成人の施設となり、平成16年4月からは指定管理者制度を導入し、平成20年度には再度の公募を予定している。築後15年を迎え、設備機器の老朽化、施設内の床等に傷みが生じているため、整備充実を図る。

2 事業年度

平成20年度

3 20年度の事業内容

(1) 工事費 1,196千円

床・天井張替、厨房サッシ補修、浴室補修、屋上防水工事

(2) 備品購入費 557千円

厨房機器の更新 (冷凍冷蔵庫)

◎社会保険制度の充実

(施) 後期高齢者医療対策費 (福祉部 国保課) (新規)

1,155,871千円

1 事業目的

老人保健法改正により、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の適正な運営を図る。

2 事業年度

平成20年度

3 事業概要

(1) 後期高齢者医療療養給付費負担金 1,106,525千円

保険者である愛媛県後期高齢者医療広域連合に対し、市負担分である医療給付費の1/12を負担金として納付

(2) 後期高齢者はり・きゅう施術助成事業 13,145千円

国民健康保険はり・きゅう施術補助事業を受けられなくなる後期高齢者医療被保険者等に対し、はり・きゅう施術助成事業を実施

(3) 後期高齢者健康診査に係る事業 36,201千円

愛媛県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、健康診査を実施

4 財源内訳

(1) 広域連合受託事業収入 (36,201千円)

(2) 一財 (1,119,670千円)

(施・経) **後期高齢者医療事業特別会計繰出金 (福祉部 国保課)** (新規)

311,770千円

1 事業目的

後期高齢者医療制度に係る市の義務負担分及び事務費等の繰出金。

2 事業年度

平成20年度

※以下特別会計ベースの事業費

3 事業概要

(1) 総務費 59,012千円

一般職員5人と臨時職員の人件費及び保険料徴収に要する事務経費等

(2) 後期高齢者医療広域連合納付金 1,480,490千円

① 後期高齢者医療保険料負担金の納付

② 愛媛県後期高齢者医療広域連合共通経費の納付

③ 後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金等

(3) 諸支出金 1千円

還付加算金

4 財源内訳

(1) 県 (保険基盤安定化事業) 3/4 (162,354千円)

(2) 一財 (149,416千円)

5 後期高齢者医療制度について

(1) 被保険者：75歳以上の方・65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方 (被保険者証は一人ひとりに交付)

(2) 保険料：高齢者の方々は皆、負担能力に応じて公平に保険料を負担

(3) 医療の給付：高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みの導入
在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化

(4) 患者負担：医療保険と介護保険サービスを両方利用して自己負担が重い方の負担を軽減